

■ 1 区・自治会の概要

1 区・自治会の概要

(1) 区・自治会とは

私たちは、個人や家庭だけでは、充実した生活を送ることはできません。地域の人たちがつながりを深め、理解しあい、心のふれあう人間関係をつくることが心豊かに暮らすうえでは必要です。区・自治会は、地域住民の自主的な意思による総意に基づき、地域を快適で住みよくするために結成された任意の団体であり、コミュニティづくりの中心的な担い手です。

< 鹿嶋市行政区一覧 >

鹿島地区	大町	高松地区	木滝	豊郷地区	須賀東	大同東地区	浜津賀
	仲町		粟生		須賀西		浜津賀台
	角内		粟生店		須賀宮中野		荒井
	桜町		国末		沼尾東		青塚
	新町		泉川		沼尾西		天朝井戸
	神野		長栖		田谷		花の山
	下生		谷原		山之上		角折
	根三田		鱈川		猿田		荒野
	厨		下埞		田野辺		小山
	神野向		佐田		泉田		荒野台第1
	宮中南	鉢形	神領	荒野台第2			
	緑	鉢形北	沼尾団地	荒野台第3			
	安崎	平井丘	波野地区	清水	中野西地区	林	
	三笠地区	東山		高尾崎住宅		明石	奈良毛
三笠山東		平井北		神向寺		居合	
三笠山西		平井南		仲作		中	
三笠北		平井別荘		小宮作		鶴来団地	
高天原粟生団地		平井押合		下津	棚木		
板宮		港ヶ丘		清水新田	立原		
下津ヶ丘		第2高天原住宅		神平団地	中坪		
宮津台		大船津第1		北宮津台	埞		
第1高天原住宅		大船津第2		東宮津台	津賀		
神野附		大船津第3	大志崎	掛崎			
	大船津新田	小志崎	額賀				
	爪木	武井釜	武井				
		共栄	志崎				
		大同東地区		大同西地区			

(令和6年4月1日現在)

(2) 区・自治会の役割

区・自治会は、地域に住む方が連携して、快適で暮らしやすい地域社会をつくる基礎的団体として、主に以下のような役割があります。

- 住民同士での連絡調整やレクリエーションなど、親睦を深めること。
- 地域の環境整備として、地区清掃、美化活動、ごみのリサイクルなどを行うこと。
- 地域住民の安心・安全の確保として、自警団等によるパトロールや自主防災活動を行うこと。
- 地域の伝統文化を継承することや、新たな文化を創造すること。
- 地域住民の総意を代表し、道路、交通や地域環境に関する問題などに関して、関係機関と協議すること。
- 福祉活動への取り組みや冠婚葬祭などの相互扶助。

これらは、それぞれの地域の実情に応じて、住民相互に共同で担う公益的なものです。

■ 1 区・自治会の概要

(3) 区・自治会と行政の関係

地域の様々な課題に向きあい、住みよい地域づくりを進めるうえでは、市民、地域団体、事業者、行政など、各々が役割を果たし、共にまちづくりを推進していくことが必要であり、その中で、地縁組織である区・自治会と行政（市）は、対等な関係であるべきです。この関係を維持することにより、両者がお互いを尊重し相互に自立した関係を育むとともに、地域の実情に即し連携して活動することができます。

また、区・自治会において取り組まれている環境の保全維持や美化活動、防犯・防災活動、福祉活動などの住民自治活動は、市と深い関わりを持つものです。このような中、地域での人間関係が希薄になりつつあることは、日常生活における防犯や防災面の課題ともなり、さらに、少子高齢社会の進展など現在の社会情勢を踏まえると、コミュニティ活動の活性化や住民自治の推進がますます求められています。

そのためには、区・自治会活動の積極的な展開を通じて、そこに住むすべての人々が地域の公益的な活動について関わりを持ち、協力できる体制の充実に向けて、区・自治会と行政が共通認識を持って共に地域づくりを進めていくことが重要です。

◆ 行政委員について

市では、区・自治会が、地域の基盤組織であることから、各区長等に行政委員を委嘱し、行政文書の回覧や配布、区住民の要望事項の連絡調整、各種調査への協力をお願いしています。

市行政委員設置規則に規定する行政委員の業務

- (1) 各種文書の配布に関すること。
- (2) 区住民の要望事項の連絡調整に関すること。
- (3) 区住民に対する周知事項の伝達に関すること。
- (4) 市政に関する必要な事項の調査、取りまとめ等に関すること。
- (5) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(4) 地区区長会と地区まちづくり委員会

地区区長会は、小学校区単位で12の地区（鹿島地区8、大野地区4）で組織され、それぞれの区長で構成されています。地区まちづくり委員会の事業に参画したり、行政委員の事務などについて協議したりしています。

また、地区まちづくり委員会は、地区公民館を単位として設置されています。それぞれ地区の区長、地区内の各種団体等で組織され、各種事業を、委員会内の専門部を中心に実施しています。

< 地区まちづくり委員会 >

1 構成団体等	①区・自治会 ②地区シニアクラブ ③女性団体 ④地区子ども会育成会 ⑤地区民生委員・児童委員 ⑥小中学校PTA ⑦環境サポーター ⑧スポーツ推進委員 など
2 主な事業	ふれあいまつり、スポーツ・レクリエーション活動、防犯活動、 防災活動、広報紙発行、ごみ減量活動、青少年健全育成活動、 交通安全運動、環境美化活動、地域福祉活動、生涯学習活動 など

■ 1 区・自治会の概要

(5) 市民活動団体との協力

区・自治会は、各種市民活動団体と連携し、様々な地域活動を展開しています。

< 市民活動団体一覧 >

区 分	活 動 団 体
1 地縁団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会 ・子ども会 ・子ども会育成会 ・シニアクラブ ・女性団体 ・消防団 ・自警団 など
2 目的団体	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会 ・交通安全母の会 ・くらしの会 ・PTA ・青少年育成市民会議 ・交通安全協会 ・スポーツ少年団 ・文化協会 ・文化財愛護協会 ・国際交流協会 ・観光協会 ・地区社会福祉協議会 ・社会福祉協議会ボランティア登録団体 ・観光ボランティア ・環境サポーターなど
3 NPO	<ul style="list-style-type: none"> ・ばれっと ・かしまスポーツクラブ ・ニューライフカシマ21 ・鹿嶋ライフガードチーム ・コネカクラブ ・鹿嶋市スポーツ協会 ・かしま楽園倶楽部 ・潮騒ジョブトレーニングセンター ・はまなす楽遊会 ・かしまコンツェルト協会エートス ・シティメイトかしま ・風花 ・グッドライフ ・クレセールスポーツクラブ ・ひまわりの花 ・かたつむり工房 ・さわやかネット ・かしま歴標 ・あっとホームたかまつ ・田楽 ・鹿嶋市医師確保支援機構 ・アンクール ・ファーストペンギンネットワーク ・福祉社会新世紀 ・地域教育サポーターサンライズ ・鹿嶋省エネ研究会 ・鹿クラブ ・はーとふる ・未来あいむす
4 委員・委員会等	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員 ・児童委員 ・廃棄物減量化推進員 ・青少年相談員 ・スポーツ推進委員など

(令和6年4月1日現在)

(6) 鹿嶋市区長会

鹿嶋市区長会は、各行政区の区長並びに行政委員で組織されています。各地区の情報交換や親睦を図りながら住民福祉の向上と生活環境の整備を推進し、市政発展に寄与することを目的に、次のような事業を行っています。

- ① 総会
- ② 理事会
- ③ 研修会（区長意見交換会等）
- ④ 地域活動費支援事業
- ⑤ 議会傍聴 など

■ 1 区・自治会の概要

(7) 区・自治会の活動について

区・自治会の活動の目的は、そこに住む人たちが安全に、そして快適に生活できる地域社会をつくり出すことです。

地域には、それぞれ受け継がれてきた歴史や伝統、住民性などの地域固有の特性があります。地域に密着した活動を展開する区・自治会は、活動する上でその地域固有の特性を最大限に活かしつつ、他の各種団体と連携しながら地域づくりに取り組むことが期待されています。

活動の例としては、次のようなものがあります。

区 分	項 目
地域振興 情報発信・伝達	夏祭り等イベントの開催、地域おこし、地域広報紙の発行、地区まちづくり委員会事業への協力・参加など
環境美化・保全	不法投棄の防止、ごみ減量化の推進、緑化の推進、公園の清掃美化、道路・河川清掃、ごみ集積所の維持管理など
安全・安心	防犯パトロール、交通安全教室、交通危険箇所点検、交通安全立哨、自主的防災活動など
子どもの健全育成	子どもの体験活動、親子ふれあい体験活動、地域の伝統・文化の継承、青少年健全育成事業、放課後子ども教室、児童クラブ、街頭補導、環境浄化活動など
文化・スポーツ振興	生涯学習、伝統文化の継承(伝統のまつり)、郷土史の研究、文化祭、体育祭、各種スポーツ行事の開催など
保健・福祉	健康づくり、ひとり暮らし高齢者等支援、敬老行事、施設交流活動、子育て支援、日本赤十字社・社会福祉協議会への協力など
行政関連	各種行政文書の配布、各種委員の推薦選出、各種会議等への出席など
その他	地域課題のとりまとめ、慶事・弔事の協力等相互扶助、親睦行事など